

入 札 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 7 年 5 月 13 日

京都府教育委員会
教育長 前川 明範

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

京都市・乙訓地域公立高等学校合同説明会における会場設営業務

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 契約期間

令和 7 年 6 月 21 日～令和 7 年 6 月 22 日

(4) 履行場所

京都市勧業館みやこめッセ 3 階 第 3 展示場全面

2 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府教育庁指導部高校改革推進室
電話番号 075-414-5848

3 入札説明書及び仕様書の入手方法

本公告に示す入札参加資格審査の受付期間までに、京都府教育委員会ホームページからダウンロードすること。

4 入札参加者の資格

入札に参加する者は、次の(1)から(8)までのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定された者に限る。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

(2) 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

(3) 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の1月1日をいう。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者

(4) 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者

(5) 過去5年以内に当該業務と同種の業務を行ったことがない者

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しないものを含む。）

- ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業書を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しないものを含む。）
- (8) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされた者

5 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の入手方法

本公告に示す入札参加資格審査の受付期間までに、京都府教育委員会ホームページからダウンロードすること。

(2) 申請書の提出期間

令和7年5月13日（火）から令和7年5月20日（火）正午までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(3) 提出場所

2に同じ。

(4) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

ウ 添付書類

申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(ア) 法人にあつては商業登記事項証明書の写し、個人にあつてはその者が制限能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の審判を受けた被補助人）でないことの証明書及び破産者で復権を得ないものでないことの証明書

(イ) 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書

(ウ) 消費税及び地方消費税納税証明書

※(イ)及び(ウ)については、発行日から3箇月以内のもの。コピー可。

(エ) 営業経歴書及び営業実績調書

(オ) 過去5年以内の同種の業務に係る実績一覧

(カ) 法人にあつては税務諸表（貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処

理計算書)、個人にあつては所得税の確定申告書の写し

(キ) 取引使用印鑑届

(ク) 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状及び受任者の身分証明書の写し

(ケ) 返信用封筒(第一種定形郵便物の封筒に住所、氏名を記入し、110円切手を貼付したもの)

エ 添付書類の省略

京都府競争入札参加資格名簿登載事業者については、同名簿登載通知の写しの提出をもって、ウの(ア)から(エ)及び(カ)に掲げる添付書類の提出に代えることができる。

オ 資料等の提出

申請書及び添付書類(以下「申請書等」という。)を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

カ その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、京都市・乙訓地域公立高等学校合同説明会における会場設営業務に係る一般競争入札参加資格者名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から令和8年3月31日までとする。

9 参加資格に係る変更届

申請書を提出した者(6の名簿に登載されなかった者を除く。)は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届(別記第9号様式)により当該変更に係る事項を教育長に届けなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 営業所の名称又は所在地

(3) 法人にあつては、資本金又は代表者の氏名

(4) 個人にあつては、氏名

10 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者(4(1)、(2)、(6)又は(7)に該当する者を除く。)は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると教育長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書(別

記第10号様式。以下「資格承継審査申請書」という。)及び当該承継に係る事由を証する書類その他教育長が必要と認める書類を提出しなければならない。

- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものに該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

- (2) 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、2年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことにより、その資格を取り消され、競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- (3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知するものとする。

12 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年5月28日(水)午前10時

イ 場所

京都府庁第3号館 6階 入札室

- (2) 入札の方法

持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

- (3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) 入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わるができない。

ア 4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

- (5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

13 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は 落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

14 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。規則第159条第2項第1号、第3号又は第7号に該当する場合は、免除する。

15 その他

(1) 1 から14までに定めるもののほか、規則に定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。